

土岐市空き家リフォーム 補助金について

空き家の活用を促進するため、空き家の入居者が行うリフォームに対し、補助金を交付します。



1. 対象となる方

土岐市空き家バンクに登録された物件を、売買契約により新たに空き家の所有者になった方又は賃貸借契約により空き家を賃借することが決定した方で、以下の全てを満たす方が対象となります。

- ① 空き家に居住し、補助金の交付を受けた日から3年以上居住する意思のある方
- ② 売買契約又は賃貸借契約の相手が三親等内の親族でない方
- ③ 世帯員全員に市税等の滞納がない方

2. 対象となるリフォーム

以下の全てを満たすリフォームが対象となります。

- ① 主要構造部、トイレ、風呂、台所、居室等の生活するために必要なリフォーム
- ② 補助対象事業に要する経費が10万円以上のリフォーム
- ③ 市内で事業を営む法人及び個人事業者が施工するリフォーム

※空き家が店舗や事務所等を併用している場合は、居住部分のみが補助対象となります。

3. 補助金の額

上限 100万円

(補助対象事業に要する経費から国・県又は市のほかの制度による補助金の交付額を除いた額の2分の1以内)

4. 申請方法・期間

空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年以内であって、かつ、リフォームの完了後60日以内に、「土岐市空き家リフォーム補助金交付申請書」(別記様式第1号)に「5. 必要となる書類」を添えて裏面担当課へ提出してください。

5. 必要となる書類

- ・リフォームに係る契約書の写し
- ・リフォームに係る支払いが確認できる書類の写し（領収書等の写し）
- ・リフォームに係る図面の写し
- ・リフォーム着手前及び完了後の写真
- ・空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・空き家の所有者等の承諾書（賃貸借契約の場合のみ）
- ・同意書
- ・誓約書

6. 補助金の交付

申請書提出後、市による審査を行い、「土岐市空き家リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書」により申請者に通知します。交付決定の通知を受理後、「土岐市空き家リフォーム補助金交付請求書」、「耐震性報告書」もしくは「耐震化実施・計画書」を下記担当課へ提出してください。

交付請求書を市で確認した後、指定された口座へ補助金を振り込みます。

7. 補助金の返還

補助金の交付後、正当な事由がなく補助金の交付の対象となった住宅に居住しなくなったときは、交付の日から起算して期間に応じ、補助金を市に返還していただくことになります。

- ① 1年以内 補助金の全額
- ② 1年を超え2年以内 補助金の3分の2に相当する額
- ③ 2年を超え3年以内 補助金の3分の1に相当する額

※虚偽の申請その他不正な行為が判明したときや市長が必要と認めたときは、期間に関わらず補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

【問合せ先】

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101 土岐市市民活動課
tel：0572-54-1111（内線357）
e-mail：katsudou@city.toki.lg.jp

（R8.4月作成）

